



旭川ものづくり支援補助金 のご案内

【募集期間】 令和5年4月28日（金）から

令和5年7月14日（金）17：00まで

旭川市では、中小企業者等の新製品・新サービスを展開するために必要な販路開拓に関する取組を応援します。

〈対象者〉 市内の中小企業者等（市税を滞納していないことが条件）

〈補助額〉 販路拡大連携枠：上限100万円

〈補助率〉 1 / 2

〈補助対象期間〉

令和5年4月1日から令和6年2月20日まで

〈補助対象事業〉

新製品や新サービスを展開するために必要な販路拡大に関する事業

〈補助対象経費〉

外注費, 広報費, Web 関連費, 展示会等出展費, 旅費, 直接人件費など

〈スケジュール〉

7月下旬～8月下旬頃に審査、採択決定。

〈お問い合わせ先〉

旭川市 経済部 産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階

TEL 65-7047 / FAX 65-7048

E-mail sangyo_hojo@city.asahikawa.hokkaido.jp



旭川市